近 ブ + うきまし 月 + 三日 の 議 員 会 が

てど 議 説 任 を 案 を の 田 ij 掲載場 に資 中前 公器 ます。 を料し 総長 で た の 方 添 り、 は 月 的付 刊 暫 若 を 評 定 する・ 議木 使 的 用 員に な しな会自在

戴たおの (きます。 の考 編 今 で、 集に 回 へを お あ 花 以 聞た 菖 下 に かり蒲 掲 せ J 會 載 い統 で た 理 だ だ 様 の 会 報 報

存にけ点現評大 て の評 を在 ま 機議 の 本 各 意 理 会 員 て 提思解庁 会 位 で 示表戴にに あ が (1 明 き存 は IJ 問 を 在 ま 題 解 す ょ す 解 き 議決る ろ の 決 員に問 た し で の く会向題 < 最

総 長 **•** に 統 指 理 名 様 し が た 芦 理 原 由 理 事 を

1 在 の本庁 の

願社 提に 神社本庁で 本庁 日 起 つ f z てをられます。 が 早 正 く れ . T 常化されて事態が収 るま では、 乱 が ず。 生じ、 総 るこ 東 長 理訴 し 0 と 様訟 選 神はが

るにべ皆神評裁社 るおき様社議判本 評議員、役員をはじめとする越判所の力を借りることなく、社本庁内部の問題です。本来、 のお庁 今生じている問 れ題 乱 題です。評議員のお力により解決な をお支へ頂いてゐる役員をはじめとする ま 0 お支へ頂いてゐる L て の L の たうへ は評 た 原 め 大 題 いを 図る つ の は 尽神い じ 皆 て様 て 神



お 願 S 申 L 上

次第です。」 ます。 とも 仰 つ て を げ 5 れ る

総長 以 指 せ 様 生 ,名し 一じてゐ ず、 が、 今の 下 で続混 の 通 た理 芦そ 原の る け乱 由髙田 0 た 中前 で 11 せ と H う 総 0 中 長 に を が 思前 総 総をの扱総長指統か長 経 過 はに名理 5 が

2 決に 示 さ n た庁 務 運 営 上

点 (2) を の _判 痛 て 法 庁 裁 は る (1) の 、無 職 決 、の 皿 問 本て つ 職決員定 て田 無 的に見直 きた庁務 田中 が不済 これま 感されたことによりま 効とする 本年 決で明 に対 たによ 前総 適 四 す必必 する懲 り確 で . 月 二 うらか 運 総 情報 判 長 几 لح を総 十一 之要があ 期 んになっ の の 決 定 十二 戒処 操作によ 在 し 下 の 内 ら た神 で行 日 り K た問 るこ 方 年容 分 れ \mathcal{O} 指 をはにをを社最抜れ亘見違本高 はに 社最た 名 ず。 す

> せて 却 お 職 で ょ 買 € 1 H が の百 前 伝 社 らに職 か

百庁価にが秘して重債に変に とな (1)た 当神性社 事 重要 億六〇 て 取 丘 定 つ 実 職舎の売却に際し、 さ 7 0 本 神 Þ け な基本 根庁 社れ 引 る Ŏ が拠 側 本 7 が る 買 としているの売買代 庁 ゐ 主 進 ます。 ·財産 万円 めら 執行 報 側 を意 に で の 部 れ の る 神 みへ 金 あ は 具た図 不 社 体事的有 の つ 妥 出動 た 本簿的実に利れ任

② 本 され ること、 評 件 価 たも 売買 をし のであること、 たの 評 価 格 価 より高 書 が 別 に額 あ 0

産

鑑

定

書

買

主

侧

か

5

提

- ③ 買 ること、 有 利主 な決 裁金 条 負 件 担 とな が 生 つ じ て な ゐ 61
- を円議に務 (3) 秘 理 もの取 の約即 可 とす L 重 の日 つ 事 要形転 利 り た Ś ま 態 売 な 益 買 い契が ま 役事 と す 主 形 員項 な る 約 生 上に三〇 って だけ 会、 ع 事 が に 締 つ 実 11 の 評 € √ る が Š 判 さ H \bigcirc 承 認 買 員 決れ転 \bigcirc 7 売 万 決 会 と 契

神社界の真姿を顕現しよう

統

理様

のもとで

- 1 -

恣意的な庁務運営です。

さ 違 $\widetilde{\mathcal{V}}$ ることが 正 丘 あ 職 Þ ŋ 舎が に ź いせん。 なかったことは へられ 不当に安く売却 . ح 5 れ

人 執 点 (3) 間 と 事 行 の 二 いふことです。 判決 権 が 田中前 つ目は、 を背景に行 で明 5 総長 かに が掌握 は な 的 れ つ - 握する - た問題 て きた

法 中す理 る つ 指 売 を 摘 却 \mathbb{H} と信 L して が 中 し てゐ た 前 背 長 |懲戒解 じた 総長 ら 決 職 任 ます が では 員 的 こと 背 は の につき北 取 懲 そ 任 雇 引 百 は的の さ 戒 で 合 取職せ あ 処 相 丘 分 当 引 員 て 白 職 つ る川た 舎 0

ど 違 が百 \mathbb{H} 中 つ 丘 前 職 的 取引を考 舎売却 総長が北 川て 正 な統 か理 確 つ が 0 に 白 へた根 伝 懲 たこと 経 Ш たとは間 た根拠な 緯 統 Þ 理 ·職 員

事 3 を総長に指名した理 総長ではなく芦 原 理

秘 し (1) た事実は、 このやうに今回 に 神社本庁内部 的 な庁 の判 務 決 が がで示

> てきたと の行 恣 は とていは 意 れ 問 適 さ 0 的 7 いふ事実です。 濫 ふ厳 題 れ な庁 きたこ 正 員 独善的で 囲が現 を指 な て が 執 ゐ 有 務 摘 行 る 力 光実に行 し を の 神 恣 処 た 図 意分を 分職 る 対 0 L 員た l は 7 実 れな課 に

に神ばの(2)は判 ます。 ることを深く 員の たついて重け社本庁の 到 会 方 れた様 決文を理解してをられ 田 しかし、 一での 々は た神社本庁の代表とし 中前 本庁の人事や運 底思へませんでし から選挙によってえら تح 総長 発言 い責任を負ってゐ 統理 五月二十八日 認識 を支持する役 からすると 様 は、 してをら 営 [の全般 た。 評議 ると の て、 役 れ 員 員

総長 場 2 の 員 質すことが 項)、 会 代表(神社 する立場(庁規第四十条第3 (役員規程 田 の負託 中前 を含む神社本庁職員 総長を指導する立 総長 総 を受け できる に庁務を命 本庁 第四 に 第二条第1 憲章第 対 [条第1 た神 \mathcal{O} し て過 は ずる立 五条 項 を ち 本庁 議 第 統

> せ K あ る 理 以 に は あ ŋ 得 ま

での十二年間の庁務軍るる問題は、田中前総と考へてをられるので もれ性 常化 り、 り、神社本庁の庁務運営の正れた庁務運営と、誰から見てれた庁務運営と、誰から見て性、透明性、公平性の確保さり方を根本的に見直し、遵法り方を根本的に見すし、遵法での十二年間の庁務運営の在 り方を根本的 行にて解の庁 できな い ₽, 動をとることは 方 0 で を図ることです。 の す て神役社 中 高 て神社本庁が今抱 に 61 責 方 員 任 がをら 決 せの 文 と の 重 0 L は で 一要な 総長 され す。 7 れない 気な人事 る と 0 を 役社 ^ 下て し 員本

の底社期にて る 指 庁 きた とい 務運 が ょ 摘 できるこ され 報操作に Š 営を行 田 人事権 たら 決 中 の 前 名 が び、 懲戒 では 責任 する よって恣 意 さ 長 0 志です。 こと 処分 な 者 を、 濫 そ)た後 とし の € √ 用 心ことを に付す を許 最 7 に 高 61 到神次裁し

4 厂原総長 (の誠 実 人な対立

統 理 様 は Ŧī. 月 八応 H に

> 7 神 社 原 本 庁 事 0 を 正 常 総 長 な に担 指 S 名さ 手 ح れ L

指名は効-が目に を は対・ は初・ は効・ 『議を経っ て、 決には拘 複 数 見解 議を経 を新 議された者を どを確認されて、「 公式見解を採ってゐることな 判 莊 総 K の 月 所 過ぎな 月三十一 長 て 弁 裁 \equiv す 東力は に作 総 とする指名 分 力を生じな 判 て』とは文字通り『 の意: が 長 士 官 \mathbb{H} -り 出 長 が 指 か ₹ 1 0 に 長の地位で、 日に との ない」といふ 名しなければ 味であり、 弁 役員会で決 61 書 意 芦 してゐる 神 元 大 原 <u>し</u>と 見 を を を得 本庁 理 自 K 高 € 1 社 事 0 留 が む 裁

効扱ひしましたが、こ本庁に交付しました。 条 従 の っ を有 し芦 の て、 効原 なも 理 事 教のは いとして、これ統理様のは づ 0 か、これ 法 を 名 表 第 指 執 役 ح 五. 書 5 名 に を れ 員 に 対

Š 0 は当然 理 に 忠 事 実 に とし は 玾 れて 0 統指 た 理 b 名 様

まし

行印承 れ た 下 たも 名書も のでした。 理 添 様 b 付 実 理 の j 印 を押

中前総長擁護の意見に過ぎま長が今後三年間総長を務める長が今後三年間総長を務める長が今後三年間総長を務める任任する」との庁規第十三条在任する」との庁規第十三条のがですが、結局のところ「後 せん)。 と も さ本はがれ庁何主 原 た の 弁 機 ら するやうな不当 しいことを述べ つ行ってゐませ 理 護士 関 事 は、 誌 一の見解 「若木」 田 中前 は 一に掲載当な行動削総長ら 過 てゐる Tな行 総長 P つ

7 う因 事意原私員 せ 最後に 態 を 理 が 0 皆 事 \mathbb{H} つ ح 頂きた な を中様 芦原 理 統 解頂長総 ってをり 前に ご賢察、 お 理 たことを 総 の 様 正 でき、指 長をお支 長 か から 指 常化 れ で ノます真 との 名され 今の は ま お 化にお力をできる。で熟考のにおす真の原 は、 願 な ζ, お \mathcal{O} 7 たた真芦 は 評 議

落 元神社本庁総務 能 山東照宮名誉宮 司

1 は じ め

群しくは、令和四年八月私の考へは変はりません。 統理と総長の関係についての解釈や、神社本庁におけ規第十二条第2項といふ規 一記事を拝読しといる田中理点 ユ 1 ・ップが語った『内 掲 載され、 月六日 分断危機 たっ 「ディ 事 しましたが、 0 のイ 『神社 ンタビュ 1 1 真実』 本庁』 ンタビ 新 規定 て、 ける

を私説明確、 日 付 規第十二条第2項における「議 ح 確 け 申し上げたとほりですが、 庁規が「議」と「議決」 に使ひ分けてをり、庁 心味では 陳述 してをります。 とは、議決 是書」においてご な ₹ √ 本庁 とい を要する 八月八 Š 0 だ歴

2 の

おらです。総長・副総長候補の次期役員 表 和 長 を重 れ が決められてきた背景には、私は、「統理一任」として総 すなはち、 てゐると考へてゐます。 ん じる神社 総長 の選任 界 残り、ひとりると、総 の 役員 神が を

できるのです。一致で総長を決 総長 一致で総長を決定することがすことで、「しこり」なく全会 名」という最終的 たちの意見を聴いたうへで「指 宗教団体の権 ・副総 長候補 一威たる統 な判断を下 の 次期役員 理 が、

神宮皇學館大學(昭和神宮皇學館大學(昭和神宮皇學館大學となりまされました。)出身のされました。)出身のがはゆる「院友」のかれてゐました。 設立以降、神社本庁内郊昭和二十一年二月三日で 昭 神社 ちに皇學館大學として再興 三十一年二月三日です。 廃学となりま Qによる神道指 大學出れ 和二十 したが 派 部部 に身の ゆる 年 は 令

をする この二大勢力は わけでは な 表 f, の つバラン 一って 0

け

明ら

なこと

お スをとること ける 重 要課 題 とされ 社 7 本 庁 に

権威 を目指してきたのです。 ってより良 するやうにするなど、 友」とする、 その 友」であ のもと 友」の総長 い神社本庁 れ 様々な工 ば が交互 友」の 副 夫によ に就 総 総 の は 運 長 長 営 任 ح が

せう。 ば、次期役員の互選によってて」といふ意味であるとすれ 立は避けられなかったことですが、「館友」と「院友」の対総長を決定することになりま る 庁規第十二条第2項 議 (を決定することになりま次期役員の互選によって を経 . て ∟ が「議: 決 に を経 お け

第2項の に由 て、 たる例といへます。 を に「しこり」を残さず神社 名する。」とい ひとつにまとめるた 「総長 一来し、 理事 規定 は、 のうちから その は、 役員 ふ庁規第 後 会 の統理 統 0 の 務 理 の最 運 権 が を 営 威

3 たことがないこと 総長選任のため o) 議 決を L

時の 役間私 にが総 務部 長 長を務 選任のため 7 議 め 決 た の 臨 年

皇室 総体としての 推戴人 神社本庁 宗教法人 神社本庁 宗教機能も含め 伝統継承した業務 世俗の業務 憲章 庁規 庁務を総括 補佐と責任 承認事務 経理ほか 神宮奉賛大麻頒布 法人業務 人事任免 階位検定 身分昇級

けれっがた臨るるた、旨時 にし 時田 役中 統を たと 主 理 め理 員 が 様 張 事 な 田 は で し りで 十分理就 てゐ Ł は、 ま 令和元 任 ら直 明に 後 を言 ででは年 決受はあすれの

> 今 だ 従 と 口 思 理 強 £ V ら れ

と

す

で

に

すらで名て 自 れの さ 神れら 社た芦 本と 原統 るべ 庁い理 のふ事様 き姿 歴 のをが 史は総和 長を 裏 こに重 以へ付れごん 上ま ま け

神社本庁の機構 概念図

き 決 神 な の 規 に 社 を でせ理さ 位は 論れ検 あ本選 ح で す λ b り庁択 概 0 ます 社 61 を 定 統 のです。 念を持 業務 すが身 教 持 あ そ 理 れたのです。
設立以来のに
はす。それ
につつ法人に れが、 案よ ち 0 込 分 総 0 す。統 しむことい ため り ち 私 ここ 0 Ł 込 昇 の 理 れの人 0 が伝化 態 級 むに に b 神 の 多数決 憲 統 し 度 は ح 社 できまいない。 章はた聯 ح で、本 が は多 必 にこ 0 こ神案 で数 意 要

教法 茶 色 ₹ > 社 てみまれ とし 色 た。 念 図

のことは「神社」 、「神社· 緑色枠 す 庁 に 社 ょ が での「神!色の部へ りに 本 薄 人 す。 緑色の 庁 統お総 0 本庁 い体代 社 「本庁」 7 を と 表 の 総 役はし 役 て員 部体

分

で

総

長

し

7

の

で

す

ご意見と入会希望者は以下のアドレスに メールでお願ひします。

(会報はメール優先します)

hanashobu2605@gmail.com

入会申込必要事項:

- ①花菖蒲ノ會趣旨に賛同します
- ②氏名 ③神社/役職
- ④郵便番号 住所
- ⑤電話番号 ⑥メールアドレス

(メール発信不都合は下記にファクス可)

FAX : 03 - 3668 - 4097

花菖蒲の花ことばは

と統ので

の神あ

社

本 ま 宗

Ē

に指

0

一 は

り

に

れてゐ

ま

す。

総 定 ح لح 理

体 め

ع

7

の

神社

「情熱」 「心意気」 「よい知らせ(信頼できる情報)」 ださうです。

「信頼」できる神社本庁の姿を再構築 すべく、「心意気」あるみなさまの 力を結集しませう。